

2012年8月29日

富久屋マネージメント株式会社 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西 (略称: KC's)

理事長 榎 彰 徳

【連絡先(事務局)】担当: 西島

〒540-0033 大阪市中央区

石町1丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

再お問い合わせ

貴社におかれましては、ご清祥のことと存じます。

さて、当団体から、2011年9月28日付で貴社に対し、「お問い合わせ」と題する書面にて、貴社の貸衣装契約における「ご契約のお取り消しについて」と題する取消料を定めた契約書約款の内容(詳細は下記質問事項において記載いたします)についての質問をさせていただいておりましたが、現在に至ってもご返答をいただいております。

つきましては、貴社に対し、再度、下記のとおり質問について、本年9月28日までに文書でご回答いただきますようお願い申し上げます。

貴社よりご回答なき場合、あるいは「お問い合わせ」にご対応いただいたものの、当団体が相当と判断する解決に至らない場合、貴社のご返答ないしご対応に関し、その時点における当団体の認識に基づいて、問題点等を公開にて「申入れ」させていただく予定です。「申入れ」には、当団体が適格消費者団体として消費者契約法または特定商取引法に基づいて行う裁判外の差止請求を含む場合があります。公開での「申入れ」以降につきましては、当団体からの「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、申入れ以降の全ての経緯とその内容を当団体ホームページ等で公表いたします。また、「申入れ」時点で当団体の「お問い合わせ」の内容及び経過も当団体ホームページ等で公表いたします。

なお、このたびの「お問い合わせ」を機に、一度当団体の担当者と面会の上協議を行いたいとお考えの場合は、その旨上記の回答期限までにご連絡願います。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

当団体は、前回の「お問い合わせ」及び今回の「再お問い合わせ」（以下「お問い合わせ」といいます）についてはお問い合わせを行っている事実も含めて非公開にて行っておりますが、これを機に貴社が私どもとご協議いただき、その結果、契約書の改定等、一定の解決に至った場合には、解決に至った時点で、「お問い合わせ」の内容及び経過・解決結果を当団体ホームページ等で公表させていただきます。

※詳しくは別添の「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』事業における活動方針について」をお読みいただくとともに、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記（質問事項）

貴社と顧客との間で締結される衣装のレンタル契約（以下「本件貸衣装契約」といいます）については、契約締結の際交付される「お衣装レンタルの御利用規約」と記載された書面において、消費者の都合による解約（以下「解約」といいます）について以下の「解約手数料」を申し受ける旨の記載があります。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① ご契約日～ご使用の30日前まで | 契約金額の30% |
| ② ご使用の29日前～ご使用の10日前まで | 同40% |
| ③ ご使用の9日前～ご使用の2日前まで | 同50% |
| ④ ご使用の前日及び、ご使用当日 | 同100% |

そして貴社におかれましては、本件貸衣装契約を申込みながら後日解約申し出をされた顧客に対して、当該記載を適用して「解約手数料」を徴求されているかあるいは契約締結時点における内金を上記基準で充当するという運用（以下、上記の条項及びその運用を合わせて「貴社契約条項」といいます）をされておられるようです。

これを前提に、以下の質問ですが、

- 1 貴社契約条項①は、契約日から挙式日30日前までの間に解約申し出があった場合について、解約申し出日から挙式日までの期間を考慮せず、一律に「解約手数料」を徴求するものであり、この性質は、消費者契約の解除に伴う違約金条項あるいは損害賠償の予定条項と考えられます。

そして、消費者契約法9条1号においては、当該条項において定められる消費者契約の解除に伴う違約金・損害賠償等の額が、当該条項において設定さ

れた解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」については、超える部分が無効とされると規定されております。

貴社は、解約手数料の設定の根拠たる、挙式日30日前までの解約に際して生じる貴社の「平均的損害」として、具体的にどのようなものを考えておられますか。また、なぜそれを契約金額の30%と設定しているのですか、具体的な根拠と理由をご回答下さい。

- 2 貴社契約条項①は、解約手数料を、使用日から解除申出までの期間を考慮することなく一律に契約金額の30%と定めていますが、一般に貸衣装契約の顧客からの解除は、解除申出が使用日から遡って遠い時点でなされた場合ほど、業者の損害は少額に収まるものと合理的に考えられます。

貴社において、解除申出日と使用日との間の期間の長短を考慮することなく、一律に契約金額の30%と設定している具体的な根拠と理由をご回答下さい。

また、この質問のご回答に当たっては、貴社における契約の成立時期・解除申出時期の分布を示すなど、できるだけ具体的なデータをご添付の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

- 3 貴社契約条項①は、顧客の解除申出の理由の如何を問わず徴収するものとされていますが、解除申出の理由は、完全な顧客の自己都合によるものに限られず、例えば、顧客の死亡・病気・怪我による入院等による挙式の延期や中止など、やむを得ない理由に基づくものもあるかと考えられます。

貴社は、「やむを得ない理由に基づく取り消し」と判断される場合には、上記貴社指定の基準に関わりなく、解約手数料を徴収することなく解除に応じることがあります。ある場合には、どのような基準でしょうか、当該基準を設定する具体的な根拠と理由についても併せご回答下さいますようお願いいたします。

以 上